



意見書案第一号

同和事業特別措置法の強化及びその期限の延長に関する要請並びに
意見書提出について

右事件について、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

昭和五十二年九月二十八日

提出者 三朝町議会議員 古屋 博

賛成者 三朝町議会議員 矢田 秀雄

賛成者 三朝町議会議員 山本 敏

賛成者 三朝町議会議員 鈴木 昭夫

昭和五拾貳年九月廿八日 原案可決

三朝町議會議長牧田 禎

同和事業特別措置法の強化及びその期限の延長に関する

要請並びに意見書

同和問題の早期解決を図るため、「同和对策事業特別措置法」施行以来この問題の正しい認識にたち、総力をあげてこれが対策事業のより適正巨つ効果的な推進に鋭意努力してきたが、これが事業の期限内完遂は期し難い現況にあり、はなはだ憂慮しているところである。

よつて、政府並びに関係機関におかれては、「同和对策事業特別措置法」をさらに充実した内容に改正するとともに、その期限を延長され積極的な推進を計られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和五十二年九月二十一日

三朝町議会

内閣総理大臣 福田 赳夫 殿

総理府総務長官 藤田 正明 殿